会議録

会議の名称	平成23年度第4回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 24 年 1 月 31 日(火曜日)19 時 00 分から 20 時 44 分
開催場所	田無庁舎4階 第3委員会室
出席者	出席委員:平山(福)委員、中本委員、宮澤委員、平山(喜)委員、石田委
	員、指田委員、新倉委員、田中委員、清水委員、土方委員、尾林委員、澤田
	委員、石岡委員
	欠席委員:村田委員、吉岡委員
	事務局:市民部長 下田、保険年金課長 冥賀、国保給付係長 貫井、国保
	加入係長 新井、国保加入係主査 昆野
議題	1 平成 24 年度 国民健康保険料の見直し
	2 その他
会議資料の	資料 1 医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分保険料 試算比較表
名称	医療分・後期高齢者支援金分保険料試算表
	(医) D+ (後) C から (医) F+ (後) C
	介護納付金分保険料 試算表
	試算介護 D
記録方法	□前文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	

1.開会

○清水会長:

ただいまより、第4回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の会議の定足数は満たしておりますので御報告を申し上げます。なお、村田委員と 吉岡委員については事前に御欠席の御連絡をちょうだいしております。

2.会議録署名委員の指名

○清水会長:

本日の会議録署名委員は指田委員と新倉委員にお願いしたいと思います。 傍聴希望の方いらっしゃいますか。

○事務局:

いらっしゃいます。

○清水会長:

入っていただいてよろしいですね。ではお願いいたします。

傍聴者入室

3. 議題

(1) 平成24年度 国民健康保険料の見直し

○清水会長:

それでは、これから議題に入りたいと思います。本日の議題は前回に引き続き、「平成 24 年度国民健康保険料の見直し」ということで審議したいと思います。

本日は9時を目安に審議を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。 それでは、説明をお願いします。

○事務局:

(配布資料の確認・資料説明)

○清水会長:

事務局から説明させていただきました。御質問がありましたらどうぞ。

○新倉委員:

前々回なのですが、賦課限度額を 50 万円にするというような案があって、私の記憶違いかもしれませんが、大体 47 万円から 50 万円だったら、前年度答申したときの数字と大体同じようなものだから、51 万円にするのはいかがなものかということで、一応 50 万円で決まったと思いますが。きょうは 51 万円の、1 万円上げてもらったデータが試算 D、E、F という形で説明がありましたが、基本的にはそんなに変わらないのですよね。1 万円だけの違いですから。ですから、最初に限度額を 50 万円か 51 万円かのどちらかに決めていただいて、それから後は、前々回からお話ししていた資産割を例えば 5 パーセント下げるのか、皆減して 0 にするのか、そういった議論をしていただければスムーズにいくのではないかと私は思うのですが、いがかでしょうか。

○清水会長:

ありがとうございました。今、新倉委員から、とりあえずは 50 万円というお声が強かったものですから、それで前回試算をしていただいたのですが、51 万円のという声も出ましたので再度確認させていただきたいと思うのですが、まず限度額を決めさせていただこうと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、限度額を50万円でよろしいという方は挙手をお願いしたいと思います。

〇中本委員:

ちょっとお伺いしたいのですが、今それぞれの家庭の代表的なものを説明していただい たのだけれども、限度額を 51 万円にした方が負担は下がるのですか。

○事務局:

限度額については、ある一定の所得のある方についてはそこまでしかかけられないわけですね。限度額を引き上げることによって、その引き上げた分だけ増収といいますか、保険料が上がるわけです。ですから、前回御説明しました必要額をまず想定の中で決めてございます。その必要額を満たすためには4方式なら4方式の中で料率を決定していかなければいけないという状況です。限度額を引き上げることによって約1,000万円、医療分ですと増収になるという状況になります。ですから、必要額を最初に決めていますので、その中で割り振るという考えを持ちます。限度額を上げたのをそのまま増収として、保険料収入として見込んでいるわけではございませんので、限度額を上げることによってふえた分を逆に料率の方で、所得割の方で戻してあげるという考えの中で試算をさせていただいています。

○清水会長:

要するに収入の多い方にしわ寄せがいくような形になるのだろうと思うのですよね。だからその方々が 1 万円余分に払っていただくということを考えれば、増えた分は負担しないで済む方も出てくるというふうにとらえていいのかなと思うのですけど。だから減る方もいらっしゃる。私はそうとらえているのですが。

○事務局:

参考に申し上げますと、今見込んでおります限度額の超過額がございます。したがって、今の料率で賦課する所得額がありまして、それに対して料率を掛けるという仕方をまず行います。その中で限度額超過の世帯については、そこでストップになりますので、ストップする前、ですから、生数字で今の料率を掛けた試算結果の中で限度額を超える額ということで見込んでいる額が、医療分におきましては 5 億 5,923 万 8,000 円ほどあるのです。それを今回、限度額を引き上げたということで試算しますと、5 億 4,940 万 9,000 円ほどに下がるわけです。したがって、この間の部分が限度額を引き上げたことによって増収になる部分という御理解でよろしいかと思います。約 1,000 万円となります。それを所得割率の方に戻してあげることになりますので、それによって限度額以下の世帯にとっては、料率は抑えられる結果になりますので、そこら辺で多少とも軽減にはなります。

○清水会長:

よろしいですか。では改めてとらせていただきます。賦課限度額を50万円に賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者举手)

○清水会長:

10名ですね。

では51万円にした方がいいという方。

(賛成者举手)

○清水会長:

3人ですね。

それでは、多数決というのも嫌なのですが、多い方で 50 万円にさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水会長:

では、限度額は50万円ということで再度決めさせていただこうと思います。 それから、資産割を5パーセントにしたものと0パーセントにしたものということで出 していただいていますが、その辺について御意見をお願いしたいと思います。

○石田委員:

資産割の表を見ますと、いきなり 0 にするのはいかがなものかという気はするのです。 今まで払っていた人が減るという、減る人がかなり出てくる。それはいかがなものか。急 に下がるのは余り激し過ぎるのではないかという気がします。0 にする理由はあるのかもし れないですが、とにかくマイナスの人が出てしまうということ自体が、ほかの人は増えて いますので少しおかしいのではないかという気がします。

○清水会長:

では、平山(喜)委員から伺っていきましょうか。10パーセントというのは現在ですので、それについて考えた方がいいというのが前々回出ていましたので。

○平山(喜)委員:

私の意見としては、前から言っているように、4方式から2方式に持っていこうということで、今までも何年もやっていると思うのですが、これがいいきっかけで、0にして、試算Cを使ってやっていったらどうか。1つでも減らして3方式でこれから料率を考えていけばいいということになります。23区と同じような方式に持っていかれるのであれば、いい機会なので5パーセントではなくて0にした方がいいのではないかと思います。

○宮澤委員:

私も、ここで思い切ってではないのですが、0に持っていくということで考えた方が良い と思いますけれども。

○中本委員:

一気に無くすより 5 パーセントがいいと思うのですが、それから、所得割が 5.25 に、現行料率の 4.50 から大分アップするのですね。ほかの 26 市の 23 年度の料率を見ますと、所得割の料率が西東京市は高くなってしまうのではないかと思うのですが。そういう意味で、現行料率のままの方がいいと思っているのですが、どうしても上げなければいけないのでしょうか。26 市の中で圧倒的に高いのですね。23 区はもちろん、6.13 パーセントで高いですけれども、ほかの 26 市に比べて断トツになってしまうのではないかと思うのです。例えばなくした場合にはこの試算でいうと 5.41 パーセントになるわけでしょう。そんなところはどこもないんですよね。

○事務局:

医療分については、平成 20 年度に医療制度改革がありまして、後期高齢者医療制度ができました。それまでは、1 つの医療分としての賦課区分でした。後期高齢者医療制度ができた関係で、若人が支援する額を明確にしようということで、後期高齢者支援金に対しては別の賦課区分を設けるということになりました。それまでは老人保健制度の間は医療分の中で、1 つの料率の中で扱っていたのですが、それを 20 年度に 2 つに分けたという経過がございます。したがって、各市とも従来の保険料率を後期分と医療分の 2 つに分けているということなので、医療分を見ていただくときは後期分とのあわせた料率で見ていただいた方が実態に近いと思います。

それから、所得割の考え方ですが、応益割合というのを試算比較表の一番下段に表記しています。応益・応能割合の考え方なのですが、現在、西東京市の医療分については応益割合が40.6パーセントという状況です。したがって、所得のある方の方に比重がかかっているという状況がございます。その中で、国は応益割合については45パーセント以上55パーセントの中で運営するという基本的な割合を示しているところです。そういう意味からすると、西東京市は所得のある方に割合的にはかかっている状況ですが、現行の40.6パーセントを下回らないように今回の料率の設定の試算をさせていただいております。

現行の 40.6 パーセントを保持するために資産割合と所得割合が応能になりますので、今回、資産割合を引き下げまたは皆減するとなると、逆に所得割合の方に賦課していかないと、応益部分が引き上がるという状況もございますので、従来の応能の考え方の中で資産割合を所得割合に賦課した形の試算をさせていただいているという状況です。

○中本委員:

応益割合でいうと、この試算でいっても 40.6 パーセントが 40.5 パーセントになるわけで すよね。 大して変わらないでよすね。

現行の応益割合を保持する形の中での試算です。ですから逆に、これを引き上げようということで 45 パーセントに持っていくとなると、所得なり資産で減したものを今度は平等または均等の方に賦課していくという扱いになりますので、そうすると、全世帯に影響が出てくるということもありますので、現行の応益割合の中で試算をさせていただいております。

○清水会長:

そうしましたら、料率にしたらいかがでしょうか。今資産割について皆さんから御意見 を伺っているのです。

〇中本委員:

資産割 5 パーセントでしたら、所得割が 5.25 パーセントになるのだろうと思うのですけれども、それでいいのではないかと私は思います。

○清水会長:

資産割を5パーセントに下げるということでよろしいですね。

〇中本委員:

そうです。

○平山(福)委員:

私は基本的には資産割を 0 にしたいのですが、全体を見ると負担が結構大きいですよね。だから、どうしても段階的にいかなければいけないのかなという気はしています。基本的にはなぜ資産にという気持ちが、ここに来る前からあったのですが、ただ、全体を見ていくと、負担が大きくなるから段階的に 5 パーセントというところでしようがないかなと思います。今、中本委員から話のあった、応益割合は今回、この協議会の中では見直しということは考えていないわけですか。これを見直せば、所得の割合だとか全体のバランスが少し崩れてくるのでしょうけれども、今回、応益割合の見直しということはしないということで進めるわけですか。

○清水会長:

いえ、応益割合はかなりふえましたよね。

○事務局:

医療分の料率を 22 年度に改定しています。その前までは 38 パーセント程度だったので

すね。22年度に応益割合を若干改善させていただいているという結果がございます。

○田中委員:

資産割がない方がいいか、ある方がいいかという、5パーセントかということで、ちょっと理解していない部分があるのですが、納得はしていないのですが。

○清水会長:

0にするよりも徐々にということですか。

○田中委員:

ええ、徐々にということですね。

○新倉委員:

今回は、47 万円から 50 万円に限度額を上げるわけですよね。上げたその対価に対して何か下げるものがおかしいではないですか。そうすると、前から言われているように、資産に関してはそんなに、試算表がありますけれども、資産あり・なしで比べていくと、影響はそんなに大きなものではないのですよね。そうすると、ここで一回 0 にして、それでもう一度考え方を整理してお話ししてもらった方がいいのかなと思うのですけれども、前回の資料 2 の試算 B、要するに 5 パーセント下げる、試算 C は皆減にする。その影響額はトータル大体 100 万円ぐらいしか違わないわけですよ。そうすると、トータルで考えれば、も 5 0 にしてしまってもいいのではないかと私は思うのです。私の意見です。

○指田委員:

最終的に 2 方式にするのがいいのではないかと思っています。ただ、私は途中から参加なのでその前の経緯がよくわからない部分もあるのですが、余り大きな変動はどうなのかな。確かにそれでも所得割か均等割、どちらかをふやすしか方法としてはないと思うので、その辺を考えて、ちょっと中途半端になってしまうのですが、資産割はなくして、ある程度所得のある人に少し頑張ってもらうというような方向の方がいいのかなという気はしております。

○新倉委員:

所得があるなしという話が出ているのですが、所得が幾らあっても、アップは 50 万円と決まってしまっているのですよ。それを超えることはないのですよ。だからむしろ中間層で考えてあげないといけないわけだから、その影響を考えていくと、5 パーセントを 0 にしても影響的にはそんなには出ていないのですよね。

〇石田委員:

いずれはもちろん、なくすのは理想的だと思いますけど、今回は、マイナス分が出ちゃった人の分をこちらが負担するということになるので、1段階置いた方がいいような気がします。そうでないと、減額になる人が結構出てくるのですよね。それは今までより減るということは、ふやした人に対して申しわけない気がします。だから 1 段階あってもいいような気がします。

〇石岡委員:

将来的に資産割を 0 にするという前提で今回は 5 パーセントという経過措置を設けるという案がいいと思います。

○澤田委員:

私も5パーセントがいいと思います。

○尾林委員:

4 方式から 2 方式ということであるわけですけれども、こういう形でいくと負担の割合が変わってくるので、段階的に下げた方がいいのではないかと思います。

○清水会長:

まず5パーセントということですね。

〇十方会長代行:

私は、資産割というのはなくしてもいいのかなと思っています。限度額は 50 万円と、3 万円上げるわけですから、バランスという点では資産割を皆減して 0 パーセントでいいかなと思っています。

○清水会長:

昔、昔というか、何で資産割が多くなっているかという話をいつぞや聞いたことがあるのですが、農業をやっていらっしゃる方がすごく土地を持っていらっしゃると。その土地をうまく利用できている方はいいけれども、後継者もいないし、ひとり暮らしの農家の方も多いので、すごく負担になるという話を聞いたことがあったのですね。それで、収入がないのだけれども保険料は限度額で、自分は風邪ひとつ引かないなんて苦情をいだたいたときもありまして、難しいんだなと思ったこともあったのです。平山(喜)委員でしたか、最初にこちらの会に見えたときに、昔と違って今は多少なりともみんなそれぞれ家屋敷を持つようになったと。ただし、ローンを抱えているのだという話をなさったと思うのです。そんなことを考えてずっと私も長いことこの役をさせていただいていますけれども、4方式でないところが大分ふえてきまして資産割がないところが26市の中でも半数以上になっていますよね。そのようなことを考えたりして、毎回毎回、手を加えずに付帯項目の中に「方

式の検討を」ということで市長に答申しているのですが、今回限度額を 47 万円から 50 万円に上げさせていただいた。前回、それで蹴られちゃった経緯もあるのですが、今回は 4億円が不足するということもあったりしていろいろ考えたのですが、高齢社会ということを考えると、そうそう資産割というのもどうかなと思うようになって、応能割合を 50 パーセントにしていかないといけないという話を聞きますので、資産割はここで 0 にして一度やってみたらどうかという、今まで何回か運営協議会に参加させていただいて思ったのです。私は資産割 0 にしてやってみるとどうかなと考える方に手を挙げさせていただこうと思っています。

今出席していただいている皆さんで、順を追って、5パーセントがいいという方が7名でした。資産割0が6名でした。そのようなことでいかがいたしましょうか。なかなか難しい問題で。

○尾林委員:

それに対して市議会の方はどうなんですか。

○清水会長:

議会はわかりません、私どもは市長に答申するのですから。市長が議会でどうなさるか、 それは私もわかりませんけれども、私どもの審議会は市長に答申なので。どうしましょう か。

〇石田委員:

今まで下げなかった理由は何かあったのですか。0には下げていなかったですよね。 ずっと討議していたけど。下げろ、下げろと言っていたけど下げなかった理由は何かあ ったのですか。今回は何で急に下げるということに。今まで言っていたわけですよね。そ れが下げられなかったわけですよね。

〇平山(喜)委員:

前から話をしていたのがあって、段階を踏んで、前からは言っていたのですが、今回、 見直しをどうしてもしなくてはいけないということで、私の意見としては、思い切って 0 にして、3方式でこれから……。

〇石田委員:

前は段階的には減らしていなかったんでしたか。

○平山(喜)委員:

1回、15から10にしたときがありました。

〇石田委員:

だから、段階的にという話が出たんですよね。

○事務局:

4 方式で従来賦課してきた経緯がございまして、その 4 方式の中で資産割の賦課できる金額も当初のころは割合大きかったのではないかと思うのですね。それをだんだん、22 年度に料率を 15 パーセントから 10 パーセントに減らしたという状況の中で、現在、限度額超過の部分で当然影響が出てくるのですが、生数字で申し上げますと、資産割のベースとなる固定資産税に対して 10 パーセントを掛けると 1 億 8,200 万円ほどの保険料に相当するということです。ただ、限度額超過の世帯の方にも当然資産割がかかっている状況ですので、そことの兼ね合いもございまして、限度額超過は 5 億 5,900 万円という状況ですから、ある程度、資産割部分も飲み込まれているという状況もあると思います。生数字では 1 億 8,000 万円ほどの賦課額ということになります。そこら辺の、結局、1 億 8,000 万円を応能・応益割合の中でどのようにバランスをとった中で賦課していくのかという議論の中でなかなか踏み込めなかったのかなと私などは考えているところです。

○中本委員:

1月6日にいただいた資料を見ると、評価替えは固定資産税の下落率を 4.2 パーセントマイナス試算で組んでいるわけですね。だから、黙っていても 4.2 パーセントは昨年度よりも下がるわけでしょう。

○事務局:

そうですね。ベースとなる固定資産税が今の見込みですと 4.2 パーセント低くなるということですから、それに 10 パーセントの料率ですので、ベースが下がる分、保険料の賦課としては下がってしまうという状況もあります。今、1 億 8,000 万円と申し上げたのは、そこら辺も見込んだ中で 1 億 8,000 万円です。ですから、その前の現行料率の中で出したのが、1 億 9,000 万円ですので、固定資産税の評価替えによる影響として見られるところは 800 万円ぐらいですかね。

〇石田委員:

結局、0 にすると、1 億 8,000 万円がほかの人にしわ寄せが来るということですね。極端過ぎませんか。

○清水会長:

資産割で負担していただいている方には本当にありがたいことですね。

○清水会長:

それでは、段階を追って改善していくということで、5パーセント減でまとめましょうか。 どうでしょう。苦しいところなのですが。次年度もまた見直しなんて出てくるのでしょうか。

○中本委員:

今回は7対6ということで拮抗しているけども、きょうは1 票差でも5パーセント減の意見の方が多かったわけですから、それを踏まえて、来年度、こういう会合を持ったときにまた変わってくるかもわからないですよ。減らすというのが7になるかもわからないし、5パーセントの現状維持が6になるかもわからないけれど、いずれにしても、今回は7対6となっているわけですから、それをこう……。

○清水会長:

多数決でね。では5パーセント減ということでよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○清水会長:

全員一致ということで、資産割5パーセントということで、試算Bですね。前回いただいた資料2の部分です。

○事務局:

ありがとうございます。

〇石田委員:

介護の負担限度額というのはもう決まっているのですか。

○清水会長:

前回の会議で、介護納付金分はC案ということで。

〇石田委員:

負担額ですね。12万円ということですね。

○清水会長:

そうですね。

〇石田委員:

それは決まっているのですね。

○清水会長:

はい。

〇石田委員:

後期は14万円ということですか。

○清水会長:

後期はB案ですね。13万円です。

○石田委員:

これは13万円で決まっているのですね。

○清水会長:

前々回かな、前回、皆さんの方で。

〇石田委員:

14万円という案が出ているけれども。

○事務局:

今回の資料の中で 51 万円と、後期についても 23 年度の税制改正後ということで、プラス 1 万円させていただいて、14 万円と。限度額については、医療分は前回、50 万円と決めていただきまして、そうすると、後期と介護についても前回お示しした試算 B で使いました限度額 13 万円と、あと介護の試算 C で使いました限度額が 10 万円です。

〇石田委員:

介護納付金が 10 万円。それでは 14 万円と 12 万円をつくっただけなんですね。参考まで にということだけですね。

○事務局:

そうです。参考におつくりしました。

○清水会長:

ということで、料率は決まりましたけれども。

○事務局:

ありがとうございます。それでは、確認させていただきますけれども、医療分について

は、前回お示ししました試算 B ということで、所得割については 0.75 パーセントの引き上げを行い、改定後 5.25 パーセントとする。資産割については 5 パーセント縮減して改定後 5 パーセント。均等割については 2,600 円引き上げまして 1 万 9,800 円。平等割については 据え置きの 1 万 1,800 円。限度額については 50 万円。

後期高齢者支援金分については、試算 B ということで、改定内容としては、所得割 0.02 パーセント引き上げの 1.22 パーセント。均等割については 1,200 円引き上げの 6,500 円。限度額については 13 万円。

介護納付金分については、試算 C ということで、所得割 0.3 パーセント引き上げの 1.64 パーセント。均等割については 800 円引き下げまして 1 万円ということで、答申書をおつくりさせていただくということでよろしいでしょうか。

○清水会長:

はい、お願いします。

○事務局:

答申書のたたき台を用意しておりますが。

○清水会長:

では、お配りしてください。

答申書(案)配付

○清水会長:

では、読み上げてください。

○事務局:

(答申書(案)読み上げ)。

○清水会長:

いかがでしょうか。料率は後ほど入れさせていただいて。文章、その他ありましたら、 どうぞ。

○石田委員:

付帯意見の 2 番目の、前回は医療費の負担は、病気を予防することが重要だということで、健康づくりの推進を市が図る、それに力を入れるという項目があったのですが、今回は抜けているのですが、それは入れておいた方がいいと思います。健康づくりを推進しない限りは、医療費は膨らむ一方であって、予防措置をとらないと今後ますますふえると。

それは 1 項目ぐらい入れておいていいのではないかという気がします。前回は入っていました。

○清水会長:

健康都市宣言を入れたんですね。

〇石田委員:

健康都市宣言にちなんで健康づくり事業を推進すると。特定診査とジェネリックだけは 書いてあるのですが、そこが抜けているのですが、それは何か理由があるのですか。

○事務局:

特にございません。

〇石田委員:

入れておいた方がいいような気がします。

○清水会長:

3 行目の「また」の前あたりに入れるのではないですか。「更なる受診率の向上に努力していだたきたい」。その次に。

〇石田委員:

健康づくり推進に力を入れて市がやると。「市が」とは言えないのですね。市長に答申するわけですから。

○清水会長:

健康づくりに関連する事業の充実を図る。そしてその次に、順番としたらジェネリックが来るのではないですか。

○事務局:

健康づくりの更なる推進のということで。

○中本委員:

関連する事業を充実させるというのですが、今年度何か新しいことをやったのでしょうか。ここではうたっているのだけれども。23年の答申で、保険料の見直しの中で「関連する事業の充実を図るとともに」と。都市宣言はしたけれども何もやっていないというというようなことはないと思うのですけれども、何か新たなことをやっているのですか。

〇石田委員:

健康づくり推進協議会というのがあって、そこでいろいろなプランを出して、それは行政の施策目標として出していることは出しています。実際に行政のやっていることはプログラムにして出ていると思います。

○新倉委員:

市民が見える事業として、例えば胃がんの検診をやったとか、何とかがふえたとか。

〇石田委員:

そういう個々にはいろいろなものがあります。かなりあるのですが、市民に周知はなかなかしていないというのが現状ですね。それは周知できるようにするというのもプランの中に入っています。

○平山(福)委員:

健康診断で随分助かっていますよ。本来ならば人間ドックに行かなければならないのに、 ほぼ網羅されていますから。私は健診は続けてもらいたいと思っています。

○指田委員:

他市だと、健診を受けるのに有料なんです。

〇平山(福)委員:

そうでしょうね。隣の市の市民がちょうどいて、僕の経験談を話したら、彼はやっていないというわけですよ。人間ドックに行ったり、有料で、自分でお金を払っておやりになっているから。

〇石田委員:

その点で充実はしています。

○平山(福)委員:

私はそういう意味では、健康診断はこの委員会でもぜひ継続してほしいと主張するつも りで来たのですけれども。

〇石田委員:

そのほかの健康づくりプランもやっていることはやっていますので。

○平山(福)委員:

はい。ただあとは、利用率が悪いということですよね。私みたいに有効に使っている人

もいるし、そういう通知が来ても知らない顔をしてしまうという人がいるわけです。だから、そこらはなるべく周知して、得なんだよということを。

○事務局:

受診券をお送りして、その後、勧奨通知ということで、はがきも送るように今。何しろ 受診率を上げたいということで取り組んでいるのですが、なかなかそこがつながっていな いのが現状です。

〇平山(福)委員:

市報を読むか読まないかという差から始まってしまいますから、それはしようがないと 思いますけれどもね。いずれにしろ、非常に助かっています。

○清水会長:

あとはどうでしょうか。

〇中本委員:

22 年度の西東京市の国保の決算によると、一般会計繰入金で市内 1 世帯当たり 2 万 5,000 円を負担しているというのですが、23 年度はどれぐらいになるのか。24 年度は、今度組む試算でいうと 1 世帯当たりどのぐらいになるのか。2 万 5,000 円よりふえるのですか。

○事務局:

22年度はその他の一般会計繰入金が22億円だったのですね。それが23年度は若干改善、財源として2年前の概算で交付を受けたり概算で支払う、後期高齢者支援金などは概算で支払いをやったり、前期高齢者交付金、もらう方は概算でもらったり、その精算行為が2年後に行われるという関係もあるのですが、それで、財源的に2年前のものが払い過ぎていて超過になっていて、それが返還されるとか、逆に不足があれば追加で支払わなければいけないとか多々あるのですが、その辺の関係で22年度は一般会計からの繰入額はふえた年です。22億円になりまして、それが23年度は若干減って20億円だったのですね。そういう関係からいうと、1世帯当たり割り戻したときには逆に下がってしまうけれども、24年度を想定すれば今回24億円で今見込んでおりますので、逆に、22年度ベースよりも上がってしまうという状況になると思います。

○清水会長:

あと、付帯事項はいかがでしょうか。このような答申でよろしいですか。もし直るので したら、今、御意見をいただいて直していただいて、最終的に皆さんに確認していただい て。市長に答申……、きょうは、市長は御予定があるでしょうから。

今日は無理ですので。

○清水会長:

文章は直りますか。再度集まるのもどうなんでしょうか。入れる部分、平山さん、何か ありますか。

○平山(喜)委員:

付帯意見としては、料率の所得割と応能割の 23 区並みに 2 方式に持っていくとか、そういうことも一言入れていかないと、なかなか、市長の頭に入らないのではないかと思うのですが、どうなのですかね。

○清水会長:

前回は被保険者への影響を考慮して段階的に見直しを行うことということだけで済んでしまったのですよね。

○平山(喜)委員:

2 方式に持っていくぐらいのことを書いて、付帯意見としてちゃんと書いた方がいいのではないかと思うのですけれどもね。

○清水会長:

前回でしたか、石田委員から、保険制度の抜本的な見直しということで、抜本的な見直 しは国のあれだしということで、財源構成の抜本的な見直しということで、今回は財源構 成を含めたというふうにまとめていただいていたのです。余り難しい言葉よりも単刀直入 に、はっきりと表現した方が付帯意見というのはいいかなと思うのですけれども。新倉委 員さん、何かありますか。

○新倉委員:

2 方式に移行するべきだという意見を入れていただければ、次の年度から話がしやすいのではないかと思うのです。だから今回、皆減にしようとしたのだけれども、委員の中で半々になったので、今回はとりあえず 5 パーセントにしたのだけれども、皆減にすべきだとか、そういうような部分を入れてもいいのではないですか。

○清水会長:

方式を検討するというのは必要になってきているので、その辺、考えて入れていただければ。

付帯意見の1のところで、現在国が国保法の改正を準備しているということで、平成27 年という表記が出ておりまして、その段階で全医療に拡大していくという国の方針です。 それに向けて各都道府県が広域化等支援方針というものを策定しております。その中で東 京都がどういう位置づけで27年度に向けて取り組むのかということになるかと思います。 ですから近い将来、広域化が図られる段階になれば当然それに向けての料率設定が必要に なってくることになります。ですから、共同安定化事業に1円までに拡大していくという 状況の中で、西東京市の医療費は、都内で見比べたときに、まだ低い方にありまして、逆 に高いところの、これが平準化するという意味合いになりますと、どうしてもそこに近づ けるために拠出額が交付額を上回る構造になってきますので、拠出額を納めるために保険 料率の見直しも行わなければいけなくなってきます。その段階で今、都内、区部では 2 方 式が採用されていまして、市部の中でも 2 方式に移行してきているところも大分出て来て いますので、それに合わせて西東京市としても、共同安定化事業の拡大に合わせた中で料 率の見直しをしながら 2 方式に向けての取り組みは必要になってくると考えております。 ですから、付帯意見の 1 の中で「今後、都道府県単位の運営に向けて、東京都が策定する 広域化等支援方針に沿って保険料の賦課方式や料率等の見直し等が必須となるが」という ふうにうたっているところですが、ここら辺に2方式を入れるようにいたしましょうか。

○平山(喜)委員:

それは27年からですよね。だからまだ何年かありますから、その間にでも西東京市も見直しをしていかれるのであれば、段階的に減らすということは前から言っているわけですから、4方式から3方式に変わる、それをまた今度2方式に変えるという段階を踏んでいって、確かに27年までにそれが2方式になるかならないかわからないですが、27年になるともう抜本的に変わるわけではないですか。去年あたりもそんな話を聞いていますので。そうすると、東京都とかそういうところの料率に合わせなくてはいけないということになって、まるっきり今までの算定方式と違うという、去年あたりも言っていらしたので、それまでの間も少し見直しを図ったらどうかなということで先ほど意見として言わせてもらったのですけれども。

○清水会長:

そうですね、いや応なしになってしまうのだけれども、その間、保険料率の見直しとい うのがまた諮問される可能性は出てくるわけですよね。そうしたら、その辺は、段階的に 具体的にやっていくということを入れた方がいいかもしれないですよね。

〇石田委員:

段階的て、次回は0になるのではないですか。もう5パーセント以下ですから。もうないですよ。同じ場合もあるけど、次は0だと。

○清水会長:

でも、わからないですよ、それも。

では、次回見直しでは資産割 0 にするというふうに。そこまで入れてもいいわけですよね。

○平山(喜)委員:

意見だからね。

〇石田委員:

2 方式に移行することを検討するということでいいです。

○清水会長:

そうですね。その辺、文言をちゃんと考えていただきたいから。

あとはありますか。入れていただいて、案を送っていただくということにならないですか。それでよければ、市長に答申するという形もとれますよね。きょう皆さんにここでき ちんとしたものは提示できないでしょう。

○事務局:

ちょっとお時間をいただかなければ無理なので。

〇石田委員:

郵送でいいと思います。

○清水会長:

郵送していただいて、もし手を加えていただくのであれば、そして時間をある程度置いてお返事いただく。訂正のない人はもうそのまま置いておいていただくというふうな形でもいいでしょう。どうしましょうか。市長に答申させていただくのは、市長と時間調整をとりまして私と代行でさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

○中本委員:

いつも、最後はそうなんですか。

○清水会長:

いえ、そんなことはないんです。ここに市長に来ていただいて改めてやることもあります。それはもう臨機応変ですので。それで日にちが決まりましたら、皆さんにも御都合がよければどうぞという形で前回もしていますので。

そういう形で、私の方で見直しを行いまして郵送させていただいて、それで御意見をいただいて、最終取りまとめ、確認を会長にお願いするということでよろしいですか。皆さんの意見を入れた中でつくってみますので。そのような形で御了解いただけますか。

(「はい」の声あり)

○清水会長:

答申の日時は、取りあえず皆様にも御連絡をしてください。お見えになれる方は来ていただければいいのですから。

○事務局:

それでは、会長と会長代行の土方さんにお願いする形の中で、市長との面談目が決まりましたら皆さんにも御連絡いたしますので、御都合のよい方はぜひ参加いただければということで。

○清水会長:

そのような形でよろしいですか。 (「はい」の声あり)

○清水会長:

それでは、長いことありがとうございました。閉会します。

午後8時44分 閉会